

学校いじめ防止基本方針



静岡県立吉田特別支援学校

駿遠分教室

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 駿遠分教室の現状

本校は児童生徒（小中学部）のほとんどが、併設施設（駿遠学園）から通う知的障害の特別支援学校である。入所者は、家庭の養育困難、虐待等の理由により、十分な親子の愛情関係やしつけなどを受けずに育ってきている子どもたちが多く、情緒的、精神的不安定を伴っている。知的な程度も、重度から軽度と幅広い。

愛着障害、発達障害の児童生徒もあり、自分本位の主張や行動を通そうとしたり、学校や学園での不穏な出来事に不安をもち、不適切な言動で人間関係に支障をきたしたりすることが多い。

常に集団生活であり、プライバシーが守られることが少なく、年齢差も幅広いことからストレスや不安を抱える児童生徒が多い。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。（いじめ防止対策推進法第2条）

※「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

○具体的ないじめとして、次のようなことがあげられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・体をぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 等

○注意を要することとして、次のことがあげられる。

- ・加害者を「児童等」に限定していること
- ・「心理的又は物理的な影響を与える行為」であり、攻撃を与える意図がない行為（いじめるつもりはない行為）であっても、被害者の児童等の気持ちを重視し、いじめとなる可能性があること
- ・「心身の苦痛を感じているもの」では「いじめでは多様な様態があることに鑑み法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』等の要件が限定的に解釈されることのないようにつとめること
- ・「いじめ」か否かの判断については、学級担任が一人で行うべきことではなく、学校全体で組織的に明らかにしていくことが求められること

3 いじめの理解

いじめはどの児童生徒にも、どこでも起こりうる。「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもがいじめる側いじめられる側として、入れ替わりながら経験している。また、集団によるはやし立てや見て見ぬふりをするなどのいじめもあり、不安やストレスをため込むこともあり注意を要する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被

害が発生することもあるため、注意深く対応する。暴力を伴ういじめ、伴わないいじめ、集団の中でのいじめを助長する雰囲気継続等により、いじめられた子どもの心理や身体に不快嫌悪、苦痛を蓄積してしまうこともある。いじめを許さないという雰囲気、体制を図ることが必要である。

4 いじめ防止の基本的な考え方

「人権を尊重した教育」は、吉田特別支援学校（本校・分教室）の経営の大きな柱としている。いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為であるが、どこにでも起こりうることであり、周囲の環境、雰囲気や子どもの特性に応じてすべての児童生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた児童生徒は、心身ともに傷つき、その程度は本人でなければ分からないことに配慮するとともに、いじめた児童生徒や周りの集団が、そのことについて理解しようとするのが大切である。

いじめの未然防止には、より良い人間関係をつくり上げていくことが求められる。集団として、「いじめは許されない」という雰囲気づくりや決まりを守るという意識を高め、自他の存在価値や認め合い尊重し合う意識や環境づくりが大切と考える。

また、教員は児童生徒とのより良い信頼関係をつくり、児童生徒の日々の行動観察を丁寧にするとともに、教員間の日々の情報交換を行うこともいつも心掛ける必要がある。

学校は、「学校いじめ防止基本方針」にのっとり、いじめに対して組織的に対応する。いじめ防止のための取組に係る達成目標を年度ごとに設定し、学校評価において達成状況を評価する。「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公表するとともに、毎年度の開始時に保護者や併設施設に説明し、連携して対応に当たるようにする。併設施設の職員とも情報を共有できるよう、打ち合わせや日常生活の中で、子どもの言動、学校・学園での友達との生活の様子などの連絡を密にしていくことが大切である。

第2章 いじめ防止等の対策のための組織

1 組織名 人権道德教育推進委員会（いじめ防止対策委員会）

2 目的 いじめ防止対策、いじめ発生時の対応

3 構成 （校長、副校長）、教頭、教務主任、○生徒指導課長、学部主任、必要に応じて併設施設の職員（※○印は取りまとめ）

4 会議

定例会は、4月、7月、12月の年間3回を基本とする。内容は、「いじめ防止基本方針」に関すること、現状確認、いじめ防止・対応に関する事柄とする。他に、重大事案発生時は緊急会議を開き対応を協議する。

第3章 いじめ防止等のための対策

1 いじめの未然防止

(1)「人権を尊重した教育」は、吉田特別支援学校（本校・分教室）の経営の大きな柱

としている。いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為であり、どこにでも起こりうるということを強く認識し、その時々状況や児童生徒の特性に応じて組織的に対応する。

- (2) 教員は、児童生徒一人一人の特性や性格を把握し、児童生徒との信頼関係を築くよう努める。日々の行動観察を丁寧に行い、変化について教員間で連絡し合い情報を共有する。
- (3) 教員は、年間を通し、計画的に人権やいじめに関する研修に取り組む。また定期的に、児童生徒との個別面談や SST、困りごとアンケートなどを実施し、児童生徒の思いを受け止め、その子の良さや可能性を認める姿勢をもつ。
- (4) 児童生徒一人一人が「自分自身を知り自分を大切にする」とことと「他人への理解を深め」、より良い人間関係づくりと人権・道徳意識を高めることをともに考えていく。具体的には、読み聞かせや性教育の中で、自他を大切にすることや命の大切さについて指導する。
- (5) 集団として「いじめは許されない」という雰囲気づくりや、決まりを守るという意識を高めていく。活動に入る前には、みんなで有意義な時間を過ごすことができるよう、ルールや行動の仕方などの具体的な約束事を、児童生徒とともに確認する。
- (6) 併設施設の職員とも情報や対応を共有できるよう、毎日の打ち合わせを通し、日々の児童生徒の言動、児童生徒同士の関わりや生活状況について連絡を密にし、相互に状況把握をする。
- (7) 保護者には、参観日・面談、ホームページ等で学校の様子を伝える。地域住民との交流や関係機関（児童相談所等）との連携を行い、周囲の大人が日ごろから児童生徒の生活を見守るようにする。

2 いじめの早期発見

- (1) 児童生徒への日常的な観察を行い、予兆を発見する。いじめた、いじめられた、いじめが継続している等のサインや、周りからの情報収集をし、記録を残していく。
- (2) 児童生徒には、定期的にいじめ等に関するアンケートを実施する。
- (3) いじめの疑いやいじめがあった場合、教員間の連絡や相談、児童生徒（いじめられた側、いじめた側、周りで見ていた側等）からの聞き取りや情報収集を行い、各学部またはいじめ防止対策委員会で検討し、速やかに対応する。
- (4) 併設施設職員とも連絡を取り合い、対応について共通の指導を行えるよう連携を図る。
- (5) いじめの内容、程度によって、原因・状況分析をし、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒や周囲の児童生徒への支援など、対応策を教員間、併設施設職員、保護者と共通理解して行う。
- (6) 状況に応じて、関係機関（児童相談所、市町福祉課）と連絡し、連携していく。

3 いじめに対する対応

(1) いじめ発見

いじめの疑いが認知されたり、いじめ行為の発見があったりした場合、直ちに担任は、調査に着手する。

(2) いじめ等状況調査の実施

- ア 調査、面談の具体的方法について調整する。
- イ いじめを受けた児童生徒への支援と、いじめた児童生徒への指導について、各学部で、調査の実施と状況把握を行う。その結果に基づき、指導対応及び併設施設や保護者との連携について協議する。
- ウ 対応の協議後、校長の承認を得て、直ちに実施する。
- エ いじめ事案の発生及び対応については、県教育委員会に定期的調査にて報告する。
- オ いじめに関係する児童生徒が、市町立学校在籍の児童生徒の場合は、当該学校長及び所管する市町教育委員会、県立学校在籍の児童生徒の場合は、当該学校長に直ちに連絡し、連携して対応に当たる。

(3) その後の対処

- ア 学校のいじめに対する対応及び措置をいじめ防止対策委員会で検討する。
- イ いじめ等に関する問題行動等の対応記録と、その後の経過を追い記録する。
- ウ いじめの再発防止のため組織を活用し、いじめを受けた児童生徒とその保護者（学園職員）に対する支援、いじめを行った児童生徒とその保護者（学園職員）に対する指導、助言を継続的に行う。
- エ いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要となる。またいじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

第4章 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図、精神性の疾患を発症、身体に重大な障害を負う、金品等に重大な被害を被る場合等）
- (2) いじめにより、児童生徒が心身不調で、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。（年間30日を目安とする）
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、県教委に報告し、県教委の判断のもと、速やかに県教委又は校長のもとに組織を設け、事態への対処や同様な事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。その際、因果関係の特定は行わない。児童生徒が入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、児童生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分に配慮しながら、速やかに調査を行う。

3 情報の提供

県教委又は校長は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行う。また、県教委が調査の主体となる場合は、県教委の附属機関が調査を実施することが考えられ、その際、公平性・中立性の確保について配慮する。

4 報道への対応

情報発信・情報提供については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については、連鎖（後追い）の可能性も考えられることから、報道の在り方に特別の注意（倫理観をもった取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

【令和3年4月改定】